

議事録（平成 30 年度の業務執行体制に係る職員の勤務労働条件について）

【大阪市職員労働組合住吉区役所支部との団体交渉】

日時 平成 30 年 3 月 22 日 17 時 45 分から 18 時 14 分

場所 住吉区役所区長応接室

出席者 （所属）総務課長、総務課長代理、総務課担当係長

（支部）支部長代行、副支部長、書記長

（支部 1）

支部は、9 月 22 日、所属に対し、「2018 年度の適正な業務執行体制の確保」についての申し入れを行い、業務執行体制の改編に伴う職員の勤務労働条件の変更については交渉事項であるので、誠意を持って対応するよう求めるとともに、これまでの経過を踏まえた市民サービスや「仕事と人」の関係に基づいた次年度要員の確保についての考え方を明らかにするよう求めてきたところである。

以降、事務折衝等を通じて、協議を行ってきたところであるが、そうしたことを踏まえ、本日については、次年度の適正な業務執行体制の確保にかかわる所属の回答を求める。

（所属 1）

平成 30 年度の適正な業務執行体制の確保にかかる課題については、9 月 22 日に申し入れを受けて以降、事務折衝などにおいて協議を行ってきたところである。

業務執行体制の構築にかかる課題についてはこれまでも増して厳しい状況のもと、組織全体として、業務執行の一層の効率化が欠かせないことから、所属として、これまで以上に事務の簡素化による見直し・再任用化等の多様な手法の活用を徹底することにより、真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えている。

については、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものであるが、それに伴う職員の勤務労働条件については交渉事項であるので誠意をもって対応してまいりたい。ただいまより、平成 30 年度の業務執行体制にかかる所属の考え方を申し上げるのでよろしくお願いしたい。

先ほども申し上げたとおり、業務執行体制の構築にかかわっては非常に厳しい状況のもと、組織全体として、業務執行の一層の効率化が欠かせない中、当区としても真に必要なサービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築していく必要が生じており、機構改革による体制整備やポストの再配置、各担当における業務量の精査を行い、必要な人員の配置を行っていく必要があると考えている。

また、新規事業や新年度の業務執行にあたっては、事務事業の精査を行ったうえで必要な人員を配置し勤務労働条件に支障をきたさないよう業務執行体制を構築してまいる所存である。

生活保護実施体制については、この間業務内容や業務量に合わせた配置を関係所属にも確認しながら行ってきており、平成 30 年度においても引き続き関係所属に確認した配置を行って参りたい。「4 条任期付職員」にかかわる業務の重要性は認識しており、所属単独での対応は困難ではあるが、関係所属に対応を求めながら現場実態を踏まえた丁寧な対応を行ってまいりたい。

大規模災害にかかる対応については、関係局等と十分な連携を図り、初動体制の確保に向け慎重な検討を行い、勤務労働条件に変更が生じる場合は誠意を持って対応してまいりたい。

当区における現時点での新たな委託化や事業内容の変更の検討は行っていないが、各検討を行う際には、スリムで効率的な業務執行体制をめざしてまいりたいと考えている。

以上、申し入れ事項についての回答となるが、平成30年度の業務執行体制の構築にかかわっては、その施策の企画・立案とそれに対する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものであり、それに伴う職員の勤務労働条件に変更は生じないと考えているが、今後職員の勤務労働条件に変更が生じた場合には、交渉事項であるので誠意をもって対応してまいりたいのでよろしくお願い申し上げます。

(支部2)

今、所属から、来年度に向けた「業務執行体制の確保」に向けた考え方が示されたが、支部はこの間の状況も踏まえて1点だけ指摘しておきたい。

人員マネジメントによる職員数削減に向けた取組みについてであるが、来年度要員にかかわっては、各所属に一律2%のマイナスシーリングが課せられているが、現場を顧みず職員数の削減計画の達成に向けた数字合わせとも言えるような人員削減には反対であり、一方的にこのような内容が示されることには強い憤りを感じざるを得ない。今回の減員について「所属長の創意工夫」による「スクラップ・アンド・ビルド」での対応とされているが、どの業務において2%分の業務を減ずる考えなのか明確に示していただきたい。

(所属2)

ただいま支部より来年度の業務執行体制について指摘を受けたところである。

当区においては、2%にあたる2名を削減することとしており、平成29年度の人件費の区への移管に伴い総務課に係員1名を配置したが、想定を下回る業務量であったことから1名を削減する。また、もう1名については、保健福祉課(健康推進)に引き続き再任用(短時間)職員を配置するとともに、新たに配置する非常勤嘱託職員を含めて窓口業務の体制等を整備することにより人員を削減する。

以上、ご指摘いただいた内容について回答申し上げます。

いずれにしても、「経営形態の変更」や「事業の統合」等、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行い、それに伴う職員の勤務労働条件の変更については、交渉事項として誠意をもって対応させていただきたいと考えているのでよろしくお願いしたい。

(支部3)

現時点での所属の考え方が示された。

この間、要員課題については、労働組合にとって厳しい内容であっても「仕事と人」の関係整理を基本に、真摯な労使交渉・協議を通じ事務事業の見直しも含めて労使決着を行ってきたところである。従って「事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編については、管理運営事項であり交渉事項ではない」としている所属の姿勢については、我々として納得出来るものではない。

また、福祉五法関連職場や窓口委託での「偽装請負」防止対策などにかかる勤務労働条件について、大阪市として取り扱われるべき課題であり、支部一所属交渉に限界が生じているのもまぎれもない事実である。

そのうえで、本日の所属回答は単に執行体制構築にかかる「結果」について述べられたのみであり「適切な仕事と人の関係を精緻に検証・検討し、必要な要員を配置」するために支部・所属で判断に至る十分な情報提供や協議が行われたとは言い難い。しかしながら、新年度が目前に迫り、本日の回答が所属としての最終回答であるとするならば、一旦受け止めることとする。

繰り返すが、現場における業務執行をスムーズに進めるためには、労使による十分な意思疎通

が前提である。また、職場における業務の遂行は、超過勤務の増加や、サービス超勤の上に成り立たせるものでは当然になく、所属として責任ある対応を求めるとともに、支部としても引き続き職員の勤務実態について検証を進めていくこととする。

いずれにしても 2018 年度要員問題については、引き続き取り組む課題があるものと認識しており、年度当初の勤務労働条件に比べて影響を与える事態が生じた場合は、我々の指摘に対して誠意をもって対応することを強く要請し、本日の交渉を終えることとする。